# 水戸市立寿小学校
# いじめ防止基本方針

令和５年８月改訂

# 水戸市立寿小学校「いじめ防止基本方針」

I　いじめ防止対策に関する基本理念

**茨城県いじめの根絶を目指す条例から「いじめをしない、させない、許さない。」**

近年、いじめに起因する児童生徒の不登校や引きこもりなどが生じ、さらには児童生徒がいじめによって自らの命を絶つ痛ましい事件が発生するなど、深刻かつ重大な社会問題となっている。いじめは、社会において、いつでもどこでも起こり得るものであり、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性がある。今こそ、いじめの根絶に向けて、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であるという認識の下、児童生徒の尊厳を保持し、その生命及び心身を保護することを最優先に、いじめの未然防止をはじめ、いじめを早期に発見し、対処するための意識改革と仕組みづくりに全力で取り組む必要がある。そのためには、知事、市町村長及び校長がリーダーシップを発揮し、県、市町村、 学校及び県民が一体となって対策を展開することが不可欠である。ここに、私たちは、児童生徒が健やかに成長することができる環境づくりを進めるため、**「いじめをしない、させない、許さない。」**という認識を広く県民が共有し、いじめの根絶に社会総がかりで取り組むことを決意し、この条例を制定する。

・児童生徒が安心して楽しく学校生活を送れるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指す。

・児童生徒の「生命及び心身」を最優先で保護するため、社会総がかりでいじめの問題を克服することを目指す。

・児童生徒が自らを大切に、そして他者を思いやる心を醸成し、いじめの防止等に向けた自主的な行動ができるようになることを目指す。

水戸市いじめ防止基本方針から

笑顔にあふれ、安心して生活できる学校を目指して！

み　みんなで話し合い
と　ともに勇気をもち
し　信頼し合える仲間づくり

・市、 教育委員会、学校、保護者、地域住民、 関係機関等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、全ての児童生徒が心豊かで安心・ 安全な生活を送ることができること、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

## Ⅱ　いじめに関する基本的な考え方

### 1　いじめの定義

> いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。　【いじめ防止対策推進法 第２条第１項】

### 2　いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたって、本校職員は、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、いじめの「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に取り組んでいく。

① いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
③ いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
⑤ いじめは、その行為の態様により、暴行・恐喝・強要とうの刑罰法規に抵触する。
⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
⑦ いじめられている児童を確認したときには、その児童の立場に立って絶対に守るという意識をもって支援する。
⑧ いじめを行った児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
⑨ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
⑩ 日ごろから保護者との信頼関係を大切にし、地域や専門機関との連携協力に努める。

## Ⅲ　いじめの未然防止に向けた取組

### 1　寿小学校いじめ防止対策委員会の設置

寿小学校いじめ防止対策委員会は、学校長が任命した教頭、教務主任、生徒指導主事、児童支援担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、学年主任等をメンバーとして設置する。なお、メンバーは事案に応じて柔軟に対応することもある。

(1)　構成員

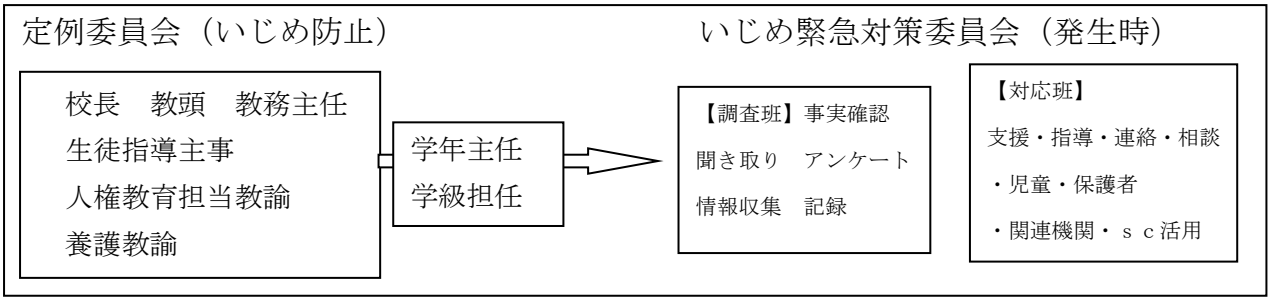


(2)　内容

① いじめ対策委員会は、学期に１回程度開催する。

② いじめ対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を果たす。

③ いじめ事案の発生時は、緊急対応会議により事案について速やかに対応できるようにする。

④ いじめ対策委員会での内容や事案に応じた対応については、職員会議において報告し周知徹底を図る。

2 いじめ防止指導計画

○いじめの未然防止や早期発見のためには，学校全体で組織的，計画的に取り組む必要がある。そのために，年度始めに組織体制を確認すると同時に年間の計画を立てて学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。

○指導計画を作成するにあたっては，学校の教育活動の一環として年間を通じて児童への指導を行っていくほか、教職員の研修、保護者や地域との連携に留意し総合的にいじめ対策を推進していく。

| | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 職員会議等 | 事案発生・早期対応・緊急時対応会議 | | | | | |
| | ・第１回いじめ対策委員会<br>・校内研修(寿小における人権教育) | ・職員会議(情報交換) | ・職員会議<br>(情報交換) | ・職員会議(情報交換)<br>・校内研修（いじめの基本的な考え方）<br>・民生委員との懇談会<br>・小中情報交換 | ・校内研修（いじめ予防のために）<br>・いじめ防止基本方針見直し | ・職員会議(情報交換) |
| 防止対策 | ・４月学級開き<br>・ふれあいＤａｙ<br>・ホーリー君来校<br>・よさを認める「キラキラキッズカード」配布 | ・ふれあいＤａｙ<br>・パレット活動(縦割り班活動)<br>・あいさつ運動 | ・ふれあいＤａｙ<br>・いじめをなくそう人権教室（４年生）<br>・パレット活動(縦割り班活動)<br>・市内一斉あいさつ運動 | ・ふれあいＤａｙ<br>・パレット活動(縦割り班活動)<br>・３校合同あいさつ運動 | ・人権ポスター参加 | ・ふれあいＤａｙ<br>・人権標語・メッセージの全校参加<br>・いじめワークショップ（４・５年） |
| 早期発見 | | ・いじめアンケート調査・教育相談 | ・教員面談 | ・いじめアンケート調査<br>・保護者二者面談<br>・オンライン相談 | ・オンライン相談 | ・オンライン相談<br>・いじめアンケート調査<br>・教育相談 |

| | １０月 | １１月 | １２月 | １月 | ２月 | ３月 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 職員会議等 | 事案発生・早期対応・緊急時対応会議 | | | | | |
| | ・職員会議(情報交換)<br>・第２回いじめ対策委員会 | ・職員会議(情報交換)<br>・小中情報交換 | ・職員会議(情報交換) | ・職員会議(情報交換) | ・職員会議(情報交換)<br>・第３回いじめ対策委員会<br>・小中情報交換 | ・職員会議(情報交換)<br>・学級編成検討 |
| 防止対策 | ・ふれあいＤａｙ<br>・人権シンボル・スローガンの募集<br>・縦割り班活動<br>・あいさつ運動 | ・ふれあいＤａｙ<br>・縦割り班活動<br>・あいさつ運動 | ・ふれあいＤａｙ<br>・人権集会<br>・あいさつ運動 | ・ふれあいＤａｙ<br>・縦割り班活動<br>・あいさつ運動 | ・ふれあいＤａｙ<br>・縦割り班活動<br>・あいさつ運動 | ・ふれあいＤａｙ<br>・あいさつ運動 |
| 早期発見 | ・オンライン相談<br>・教員面談 | ・オンライン相談<br>・いじめアンケート調査<br>・教育相談 | ・オンライン相談 | ・オンライン相談<br>・いじめアンケート調査<br>・教育相談 | ・オンライン相談 | ・オンライン相談<br>・いじめアンケート調査<br>・教育相談 |

3　いじめを防止するための教職員研修及び児童生徒や保護者に対する啓発活動

①　スクールロイヤーを活用したいじめ問題への対策の充実（教職員）

②　「ふれあいプラン」に係るいじめワークショップ（児童・保護者）

③　SOS の出し方に関する教育

Ⅳ　いのちや人権を大切にする教育の充実

1　人権教育の充実

(1)　本校が長年行ってきた人権教育の様々な取組を年間計画に位置づけ、大切に行っていく。

(2)　教職員が毎日児童と接する中で人権を意識した言動がとれるように県「人権教育指導資料」「こんな学校でありたいⅡ、Ⅲ」の実践を目指す。

(3)　いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり決して許されるものでない。」ことを児童に常に言い続ける指導をする。

(4)　児童が人の痛みや苦しみを思いやることができるよう、 集会活動や啓発資料などにより生命尊重の精神や人権感覚を育み、人権意識の高揚を図る。また、人権擁護委員による「いじめをなくそう人権教室」を実施する。

(5)　携帯電話やインターネットによる被害を防ぐための講演会を親子で実施する。

2　道徳教育の充実

(1)　安易な考え、道徳的判断力や規範意識の低さからくるいじめを防止するため、題材や資料を十分検討して授業に生かしていく。

(2)　児童の実態に合わせ、他人を思いやる心や「いじめ」をしない・許さないといういじめ抑止につながる授業展開を工夫する。

(3)　心を揺さぶられる教材や資料を活用し、自分自身の生活や行動を省みることのできる授業を行いいじめの防止につなげる。

3　体験活動の充実

(1)　様々なものや人、事前などとの直接的な関わりをもつ機会を意図的につくり、気付きや発見を大切にして共に生きることにつなげていく。

(2)　福祉体験やボランティア体験、 児童が自ら計画実践していくような体験活動を教育活動に取り入れ、自分を取りまく身近な社会との関わりを深めていく。

(3)　異学年交流（パレットタイム）や保幼小の連携の充実を図り、縦割り班活動や清掃ボランティア活動・交流会を行い、相手を思いやる心や他人のためにできることを行おうとする態度を育てる。

4　コミュニケーション活動を取り入れた教育活動の充実

(1)　構成的グループエンカウンターを中心とした「ふれあい DAY」を毎月実施し、人とのふれあいやコミュニケーションを通して豊かな心を育む。

(2)　自らを大事にし,他を認めようとしながら集団の一員としての自覚をもち他者とのよりよい人間関係を築くためのコミュニケーション活動を取り入れる。

5　地域団体・ＰＴＡ等との連携

○　教職員だけではなく、地域団体やＰＴＡ・児童生徒が連携をして登校時の「あいさつ・声かけ運動」を実施する。

○「ホーリー君」等と一緒のあいさつ運動を実施する。（学校運営協議会と連携）

Ⅴ　いじめの早期発見に向けた取組

1　日々の観察等

(1)　休み時間や昼休み、放課後などの児童の様子に目を配り、一緒に過ごす時間を積極的につくって発見につなげる。

(2)　いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。

2　家庭との連絡

(1)　連絡帳や日記指導などを通して、担任と児童・保護者が日ごろから連絡をよく取り合い信頼関係を築いておく。

(2)　気になる内容に関しては早めに教育相談や家庭訪問等を実施し迅速に対応する。

3　教育相談の実施

(1)　児童が気軽に相談できる環境を作り、日頃から教職員は声をかけ、信頼関係を築いておく。

(2)　いじめ実態調査アンケートの結果を受け、児童を対象とした教育相談を実施する。

(3)　保護者を対象とした教育相談を７月～8 月に実施する。

4　いじめ実態調査アンケート

○　年間６回（５・７・９・１１・１・３月）のいじめ実態調査アンケートを実施し、発見された該当児童に対しての対応を迅速に行う。

5　相談窓口の設置及び周知。（保健室窓口・オンライン相談）

Ⅵ　いじめに対する措置

1　早期対応

(1)　いじめ情報のキャッチ

◇　ただちに、学級担任・学年主任・生徒指導主事に連絡し、管理職に報告する。

◇　いじめられていた児童を守り、見守る体制をつくる。

(2)　正確な実態把握

◇　当事者双方、周りの児童から聞き取りやアンケートを実施し記録する。

◇　職員が分かれて別室で個々に聞き取りを行う。

◇　関係職員と情報を共有し正確に把握・確認する。

◇　情報をもとにいじめの全体像を把握する。

(3)　指導体制・方針の決定

◇　指導内容を明確にし、関係職員が共有する。

◇　対応する教職員の役割分担を考える

◇　教職員の共通理解を図る。

◇　教育委員会、関係機関との連携を図る。

(4)　児童への指導・支援

◇　いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。

◇　いじめた児童に相手の苦しみや痛みを感じられるような指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

(5)　保護者との連携

◇　直接会って事実関係をきちんと報告し、信頼関係を失わない。

◇　いじめの態様に応じ、その指導方針を説明し理解を得る。

◇　新たな情報や児童の家での様子などの情報交換を継続して行う。

◇　学校の方針に協力を求め、連携方法を話し合う。

(6)　今後の対応

◇　双方の児童に対して、継続的に指導や支援を行う。

◇　必要に応じて、カウンセラー等の活用も含め、心のケアに努める。

◇　心の教育の充実を図る取組を充実させ、誰もが大切にされいじめのない学級経営を行う。

2　重大事態への対応

(1)　重大事態とは＝生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態

◇　生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

・児童が自殺を企画した場合　　・身体に重大な障害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合　・精神性の疾患を発症した場合

◇　いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされた場合

・５日を目安として欠席した場合

・一定期間連続して欠席しているような場合（３日）

(2)　重大事態の報告

◇　速やかに、教育委員会（総研）、警察等の関係機関へ報告する。

(3)　「いじめ対応緊急委員会」「外部調査委員会」の設置

◇　重大事態が生じた場合は、教育委員会と相談の上、当該事態に対処する組織を速やかに設置する。

◇　教育委員会の判断により、指示のもと事案の事実関係を明確にするための調査や資料の提出を実施する。

◇　全校児童及び保護者に対し、アンケート調査等を行い、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出する。

(4)　児童・保護者への対応

◇　いじめを受けた児童及び保護者に対して、事実関係その他の情報を適切に提供する。その際、いじめた児童および保護者必要に応じて専門家の助言を受ける。

◇　事案によっては、学年及び学校の全ての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば当事者の同意を得た上で、説明文書の配付や緊急保護者会の開催を実施する。

◇「いじめ対応緊急委員会」の対応班で組織的に対応する。

(5)　報道等への対応

◇　教育委員会との連携を図り、対応窓口を明確にし誠実な対応に努める。

3　学校評価における留意事

いじめを隠ぺいせず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の項目に加えて適正に自校の取組を評価する。

(1)　内容

・いじめの早期発見に関する取組について

・いじめの再発を防止する取組について

(2)　いじめ対策委員会および学校運営協議会の場で報告し、評価・検証をする。

(3)　評価・検証の結果は、教育委員会及び保護者に報告する。

# いじめ早期発見のためのチェックリスト

## いじめが起こりやすい・起こっている集団

- □　朝いつも誰かの机が曲がっている
- □　教職員がいないと掃除がきちんとできない
- □　掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- □　班にすると机と机の間に隙間がある
- □　グループ分けすると特定の子が残る
- □　特定の子に気を遣っている雰囲気がある
- □　自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- □　ささいなことで冷やかしたりするグループがある

## いじめている児童

- □　多くのストレスを抱えている(学校・家庭)
- □　家や学校で（自分だけ）悪者扱いされていると思っている
- □　あからさまに教職員の機嫌をとる
- □　教職員によって態度を変える
- □　教職員の指導を素直に受け取れない
- □　グループで行動し、他の児童に指示を出す
- □　他の児童に対して威嚇する表情をする
- □　他の児童にきつい言葉を使う

## いじめられている児童

＊日常の行動・表情の様子

- □　わざとらしくはしゃいでいる
- □　おどおど、にやにやしている
- □　いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- □　下を向いて視線を合わせようとしない
- □　顔色が悪く元気がない
- □　早退や一人で下校することが増える
- □　遅刻・欠席が多くなる
- □　腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- □　時々涙ぐんでいる
- □　友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

＊清掃時

- □　いつもゴミ捨てやぞうきんがけをやらされている
- □　一人で離れて掃除をしている

＊給食時

- □　好きなものを他の児童にあげる
- □　他の児童から机を少し離している
- □　食事の量が減ったり、食べなかったりする
- □　食べ物にいたずらをされる

＊授業中・休み時間

- □　発言すると友だちから冷やかされる
- □　一人でいることが多い
- □　班編制で孤立しがちである
- □　教室にいつも遅れて入ってくる
- □　学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- □　教職員の近くにいたがる
- □　教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

＊その他

- □　トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- □　持ち物や机などに落書きをされる
- □　理由もなく成績が突然下がる
- □　持ち物が壊されたり、隠されたりする
- □　服に靴の跡が付いている
- □　けがの状況と本人の言う理由が一致しない
- □　手や足、顔に擦り傷やあざがある